

戦後における日本民衆の友好的中国観の形成をめぐって（その2） ——木曾日中貿易株式会社の設立——

上 條 宏 之*

はじめに

私は、『長野県短期大学紀要』（第55号、2000年12月）に、「戦後における日本民衆の友好的中国観の形成をめぐって（その1）—木曾漆器工業協同組合の事例—」を発表した。その構成の中心は、「一 中国産生漆直輸入の提起と中国への接近、二 長崎国旗事件以後の中国漆入手途絶と楡川村」の二節からなる。1945年（昭和20）から1959年（昭和34）にかけての、長野県木曾郡楡川村平沢の木曾漆器業者を中心とする日中友好運動の展開を、「日本の民間企業団体が、組織の目的に沿った事業を展開した過程で、『生漆』という必須の漆器製作原料を確保し産業存立の基盤を整える必要性から、中国との関係を、日本の国家・政府の中国政策と対峙することも辞せず、みずからの政治問題・外交問題として捉え直し、彼ら独自の中国観を、『中共』観を転換させて形成していった」「戦後の日本民衆における中国観の形成としては、希有な道筋」として、検討し評価した。

同稿では、1959年以後の展望については、「おわりに」で若干の見通しを述べたにとどめたが、ついで私は、『生漆で拓いた日中友好 楡川村民の先駆的運動』（楡川ブックレット16、長野県木曾郡楡川村、2001年3月30日）で、上記の論考の見直しのうえに、次のような構成で、楡川村民の日中友好運動の展開と独自の中国観の形成につい

て、十五年戦争敗戦後から1980年代前半の時系列にそう楡川村民の日中友好運動の展開とその友好的中国観の深化に焦点をあてて明らかにした。

はじめに

- 一 中国産生漆直輸入の提起と中国への接近
- 二 長崎国旗事件以後の中国漆入手途絶と楡川村
- 三 「中国産生漆」輸入促進総決起大会（以上が（その1）論考の内容に相当）
- 四 総評岩井章事務局長を通じた配慮取引
- 五 楡川村の満州開拓その後
- 六 村の日中友好運動
- 七 木曾日中貿易株式会社の成立
- 八 日中友好楡川村訪中団

おわりに

この構成でしめした木曾漆器業者を中心とする楡川村民の日中友好運動の展開過程では、生漆の直輸入をおもな目的とした木曾日中貿易株式会社の設立と同会社の中国交易会への参加が、一つのピークをなしている。すなわち、1973年（昭和48）11月から、木曾漆器業者は、石油ショックにともなうわが国経済界の混乱の中、漆の価格暴騰に直面した。中国産生漆は、中国からはそれほど高くない価格で輸入されているにもかかわらず、日本国内の流通事情で、生漆の品薄・高値の現象が起きた。そこで、平沢の漆器業者でもある滝沢重人楡川村村長と手塚運典（木曾漆器労働組合代表もつとめた）らが、木曾に日中貿易の組織をつくり、中国産生漆を、漆輸入業者の手をへないで直輸入するアイデアをだし、実現に取り組むこと

*〒380-8525 長野市三輪8-49-7 長野県短期大学
*Nagano Prefectural College, 8-49-7 Miwa,
Nagano 380-8525, Japan.

となった。その結果、木曾日中貿易株式会社が1974年3月に設立された。この経過は、すでに前掲ブックレットに記述したが、この会社の創立経過と初期の活動を、楯川村における村政の展開と日本民衆における友好的中国観の形成の文脈のなかにおいて、立ち入った検討をするのが、本稿の目的である。

一 木曾日中貿易株式会社設立の前提と担い手の中国観

木曾日中貿易株式会社の設立は、滝沢重人が中心となってすすめた。

滝沢は、1918年（大正7）2月13日の生まれで、戦後は村の公民館活動に主として取り組んできた経歴をもつ。1952年（昭和27）から楯川村公民館平沢分館長をつとめ、1958年（昭和33）から65年（昭和40）まで7年間、楯川村公民館長として、社会教育活動の充実と実践にいそしんだ。村長と公民館長をかねていた時期が2年間あり、『広報ならかわ』（第137号、昭和40年10月25日）は、1965年5月20日に、1958年以来7年間、楯川村公民館長を勤め、「数々の功績を残された滝沢重人氏が」「村政に専心すべく退職」、後任に「平沢分館活動に努力され、社会教育活動経験も豊富な手塚運典（かずのり）氏が五月二十一日をもって就任」と報じた。いっぽう滝沢は、1959年5月から一期4年村議会議員をつとめた。また、1963年（昭和38）2月24日、楯川村内17区の区長が平沢に集まり、「村行政が円滑に執行されるよう協力する目的をもって区長会が組織され」たが、楯川村区長会の会長に滝沢重人（七区長）が、事務到手塚運典（九区長）が就任した（『広報ならかわ』第118号、昭和38年3月20日）。木曾日中貿易株式会社の構想が、滝沢と手塚を中心にたてられたというが（土川俊市氏談）、公民館活動、区長会などで、二人が近い関係にあったことがわかる。

滝沢は、村議会議員を終えると同時に村長選に

出馬、1963年（昭和38）4月30日の選挙で、現職の中村学（997票）と手塚嘉寿雄（1,002票）を抑え、1,043票の僅差で当選した（『広報ならかわ』第120号、昭和38年5月15日）。5月6日に村役場に初登庁し、45歳で楯川村長に就任するにあたり、滝沢は「血のかよった政治を」と語り、「命ある限り、体の力の限りをつくして、明るい村造り、豊かな村造りに五千住民の“公僕”として奉仕したい。働きたい。」と述べた。彼はまた、1963年に村長とともに、日中友好協会（正統）長野県本部の副会長、同木曾地区本部会長にも就任した。

滝沢は、楯川村政にたいする取り組みのなかで、漆器産業の重視、日中交流の促進のふたつを深く結びつけていた。1964年1月の「新春雑感」で、松本諏訪地区新産都市の指定とも関連する同村の漆器産業の位置づけと日中交流との関連について、滝沢は次のように語っている（『広報ならかわ』第130号、昭和39年1月15日）。

近接して新産業都市が誕生したので、将来これのベットタウンとしての村の位置づけ、近代産業群と固有（漆器）産業との調整、競合をどのように進めて固有産業の発展を計るか、今後の楯川村の大きな課題と思われま

す。このような観点から、漆器業発展に大きな役割りと機能をはたした産業学校を時代の流れに即した改革を行なって、文字どおり村の基幹産業である漆器業の方向づけを与える総合漆器センターとしたい。（中略）

忘れてならないことは、三十一年以来、漆を媒介として結ばれた当村と中国との特殊な関係から生まれた日中交流である。すでに数人が訪中して親善、友好を深めているが、一層の発展が望まれる。

ここで滝沢がいう「三十一年以来」とは、1956年（昭和31）に中国産生漆の輸入商社麗友会が、品不足を理由に漆の価格を一方向的に上げ、木曾平沢漆器組合が原料漆の中国からの輸入問題に主体

的に取り組まなくてはならなかった時期をさす。

滝沢村政における漆器産業の重視とその具体化は、木曾漆器工業協同組合理事長が手塚八十八(1962年2月就任、翌63年6月再任)、専務理事が本山朋治(同前)であった時期から、同組合と提携を強めてすすめられた。

まず1964年7月23日、楯川村立産業学校閉校式および村立産業研究センターの開所式がおこなわれた。産業学校は1953年(昭和28)に創立され、漆器木工技術を村内の中学校・高等学校卒業生などに習得させる技術者養成に力を入れてきたが、年々入校希望者が減少していた。そこで、名称を産業研究センターとし、センター長に滝沢村長、講師に産業学校教員であった杉下繁、顧問に木曾漆器工業協同組合理事長手塚八十八をおき、村内の260人に研究部員を委嘱、彼らに販売・木工・塗装の三研究部に分かれてもらい、企業経営・生産・販売技術などの研究をすすめるようとした。センター発足時の木工研究部長は小林恒男、販売研究部長は本山朋治、同副部長は伊藤幹雄・荻村栄、塗装研究部長は宮原茂吉であった。販売研究部の部長・副部長、それに同研究部の運営委員6人中の石本岩夫・宮原章らが、やがて木曾日中貿易株式会社の発起人となる。

当時の木曾漆器の現状について、手塚八十八は「年間八億円の取引がなされ、戸数四百余戸のうち、九十五パーセントまでが何らかのかたちで漆器に関係している。従って平沢では昼ひなか遊んでいるものは病人と幼児だけで、こんな村ぐるみ一体となって特産事業にはげんでいる例は全国でも珍しい」と誇らしげに書いた(「木曾漆器について」『広報ならかわ』第132号、昭和39年9月10日)。

滝沢村長のもと、楯川村政では木曾漆器の技術的な向上が図られ、木曾漆器のわが国市場での評価が高まった。1964年の第15回楯川村文化祭木漆工芸品展の部には、出品点数46(座卓類6、棚類

3、その他小物37)が寄せられ、長野県知事賞1、長野県木工振興協会長賞2、楯川村長賞3の対象作品などは、「木曾漆器の名声を高めた」と審査講評(審査長手塚八十八)で評価された(『広報ならかわ』第133号、昭和39年11月10日)。同年11月17日から6日間、東京上野松阪屋で開催された第6回日本漆器展では、全国からの出品1,600点余のなかで楯川村から出品した66点が高く評価された。団体が木曾漆器工業協同組合が最優秀賞の内閣総理大臣賞を受賞、これは日本漆器展3回目で「日本一の折紙をつけられた」と自賛する成果であった。個人賞では、軽工業局長賞(座卓:宮原良也、梅座卓:夏目顕雄)、長野県知事賞(座卓:宮原靖)、全国物産斡旋機関連合会長賞(座卓:巢山林作)、日本経済新聞社賞(座卓:宮原庄太郎)、日本漆工協会賞(テーブル:手塚万右衛門)、日本漆器協同組合連合会賞(膳:みすず産業株式会社)と、特に座卓の評価が高かった(『広報ならかわ』第136号、昭和40年1月11日)。

さらに、1966年10月25日から30日まで、以前の日本漆器展と現代ぬりもの展とを合同した第1回全国漆器展が、東京日本橋三越七階催し場で開催されると、楯川村からの出品7点が入賞した。中小企業庁長官賞(座卓:丸庄漆器店)、通商産業省繊維雑貨局長賞(飾棚:手塚八十八)、知事賞(座卓:石本岩夫)、日本漆器協同組合連合会理事長賞(棚:山加荻村漆器店、座卓:巢山康弘、座卓:巢山林作)、社団法人日本漆工協会会長賞(梅型菓子鉢セット:みすず産業)の7点が入賞作品で、座卓と棚、さらに菓子鉢セットが評価された(『広報ならかわ』NO.143、昭和41年11月28日)。

1967年10月24日から29日まで東京日本橋三越デパート四階の広い会場で開催された第2回全国漆器展では、木曾漆器工業協同組合は団体第二位の日本経済新聞社賞の楯を受賞、個人では、通商産業省繊維雑貨局長賞(座卓:荻村幸稔)、長野県

知事賞（応接机：荻村政司），日本経済新聞社賞（座卓：中国漆器店，座卓：滝沢広康，座卓：夏目漆器店），日本精漆工業協同組合理事長賞（ネズコ小鉢：株式会社本山漆器店，飾棚：手塚正己）を受賞した。この全国漆器展に先立ち，橋川村公民館で全国漆器展の下見会を兼ねた第2回橋川村考案保護審議会がひらかれ，44点の審査対象のうち6点の意匠が認定された。第2回全国漆器展においては，この審議会の第1回，第2回で認定された12点のなかから出された作品全部が入賞し，審議会の権威が実証されることとなった（『広報ならかわ』NO.150，昭和42年11月20日）。

このように，木曾漆器の名産地として橋川村は全国的に知られるようになった。1967年に結成された若い層による木曾漆器経営研究会（会長伊藤寛文）は，国道19号線ぞいの南北国道・県道の交差点に「木曾平沢 漆器の街」の看板をたて，木曾漆器の宣伝と案内をもくろんだ（『広報ならかわ』NO.149，昭和42年10月10日）。いっぽう，橋川村商工観光課（新設）は，1967年6月に長野市で開催した漆工展の会場に訪れた268人（男152人，女116人）にアンケートをおこない，「漆器産業における基本調査報告書」を作成した。それは，①漆器に興味をもち関心のもっとも高い人々は40～50歳の年齢層であるが，若い層も98%が漆器に何らかの趣味をもち，会社役員・個人商店主，住宅街に住む人々が，職業別や住居別でもっとも関心が高いことをしめした。また，②生活の中での漆器の使用状態，漆器の購入先，最近の漆器への感想，漆器展の参観状況などへの質問には，次のような回答があり，課題も明らかになった（前掲『広報ならかわ』NO.150）。

◎漆器は大衆化されている傾向はあるが，まだまだ漆器は一般的に高価なものであるという概念がある。

◎一方では大衆性に欠けるといいながらも，漆器は高級品であるべきで，大衆化を急ぐ

があまり粗悪品を出すことには絶対に反対であるという意見が強くあることを忘れてはならない。

◎漆器のよさと木曾漆器の優秀性のPRが不足しているという意見が業界から聞かれることは当然としても，一般消費者から強く出されている点は関係者の努力不足ではなからうか。

◎漆器製品はプラスチック素地を使わず木製素地であるべきだという声の強いのは，ホルマリン検出問題が云々されたことの抵抗のみとは解せない。

◎その他，木曾漆器の優秀性を賞賛する一方，今後の発展に期待し，木曾のみの特産でなく，我が長野県の，いや日本の特産となるよう熱望するという声が各記入された意見の中にあった。

全体に，木曾漆器業者の研究・努力によって，この時期に「木曾漆器を日本の特産に」という動きが，橋川村内外に強まったことが指摘できる。

滝沢村長は，1968年（昭和43）の年頭にあって，「実績と効果を振り返り，今後の村政の方向づけを構想」し，15の項目をたてたが，その中で，「木曾漆器の伝統維持には村でも財政的に協力を」する体制を強めようとした。構想の（十）（十一）を，次のように記している（『広報ならかわ』NO.152，昭和43年1月20日）。

（十）本村の基幹産業である漆器木工業については，従来ともこの育成には意をもちいてきたが，木曾漆器組合^{（ママ）}理事長の新年あいさつにもられてある“木曾漆器の伝統維持”については，財政的な面から協力申し上げたい所存です。そして意欲的な見識をもたれて，組合の運営にあたられる理事者に敬意を表しながら，一層の発展を祈るものである。

（十一）産業構成の変動から，平沢地区が大宇の名称を一月一日から使うことになった。

たまたま明治百年にあたる年である。

大字平沢は、従来、楢川村の大字が奈良井・鯉川の二つで、平沢は奈良井に属していたが、平沢の漆器業界をはじめ住民の強い要望で誕生した。地方自治法の規定に従って、1966年2月の定例楢川村議会の議決をへ、長野県知事に申請する手続きを終え、長野県知事および楢川村長の告示により、1968年（昭和43）1月1日から平沢が大字となったのであった（『広報ならかわ』NO. 151, 昭和42年12月28日）。平沢の大字認定は、木曾漆器が楢川村の基幹産業となり、木曾漆器の認知が広くおこなわれたことによる。

1968年（昭和43）は、その後、木曾漆器をさらに長野県内外に広く知らせることとなる漆器祭の第1回開催の年ともなった。楢川村は、「木曾漆器」の産地として1949年（昭和24）「通産省から重要漆工集団地に指定されて以来、木製漆器の振興を一本の柱として推進し発展をはかってき」た。しかし、「常に新分野の開拓とデザインの研究、後継者の養成、PR等の問題と広く取組む態勢を強化するため、この機会に木曾漆器の技術と製品を広く紹介し、一般消費者の批判を受けるべく第一回漆器祭を開催した」のであった。「第一回漆器祭は七年に一度の諏訪神社御柱祭に併せて、中国物産展、花火大会」とともにおこなったところ、予想もしなかった2万人の参加を得た（「盛大だった漆器祭」『広報ならかわ』NO. 153, 昭和43年7月20日）。以後、漆器祭は恒例の行事に発展する。

さらに1968年には、楢川村産業振興青年会議（会長巢山和広）が中心となって、木曾地方事務所・八十二銀行・奈良井営林署の関係者と漆器関係業者など60余人の参加を得て、楢川村産業振興研究会を開催した。会津漆器の視察、長野漆工芸展の結果、経営研究会活動、信州木工展・機械展を見ての四題の各研究グループによる報告のあと、「楢川村の産業振興はいかにあるべきか」を中心

テーマに、各研究グループ提出の15の議題について討論をおこない、村内への漆器資料館・郷土館や従業員宿舎・木材乾燥場の建設などをきめた（『広報ならかわ』NO. 154, 昭和43年8月26日）。

これらの動きの背景には、滝沢重人村長の漆器産業へのこだわりが指摘できる。1965年、66年の日本経済界は「地方財政の危機」をもたらす不景気にあるなど、楢川村の漆器産業推進の経済的事情はそれほど恵まれてはいなかった。そのため、66年の新年挨拶で、滝沢村長は「経済界の不況から、当村の漆器産業もその影響を直接、間接に受けているようであるが、年末は各金融機関から相当量の融資があったので、平穩に越年することができたと思われる。新年度はいろいろな意味で、漆器産業にとっては問題を孕んだ年となりはしないか。村もこれに対応する施策を考慮すべきであろうが、ここで『木曾漆器』を今日にあらしめた業者のみなさんの伝統的な“企業精神”“商人根性”の一層の振起のほどをお願いするものである。」と漆器業者の奮起を促し、漆器産業の興隆が村産業の中心であることを強調した（「新年おめでとうございます」『広報ならかわ』NO. 139, 昭和41年1月10日）。

楢川村の村民は、こうした呼びかけに応えていった。村の呼びかけにたいし、村内漆器製作の素地関係にたずさわる青年たちが、1967年1月に素地青年研究会を結成し、製品加工技術やデザイン面で遅れているといわれた木工業を発展させようとし、素地加工関係の青年層の結集をはかるなど、すでにみた動き以外にも、多面的な活動が繰り広げられたのであった（『広報ならかわ』NO. 145, 昭和42年1月2日）。

村長滝沢重人には、歴史を踏まえた未来志向があり、それは、1966年8月15日にひらかれた成人式のために「若人におくる」と題して『広報ならかわ』（成人の日特集、昭和41年8月15日）に載せた次の詩にうかがえる。

混迷，混沌の世相

「社会的」に大人になったという。

さあ！

とにかく、これからの世の中は

諸君がつくって行くことだけはたしかだ。

歴史の必然性と可能性をふんまえた上で……。

諸君の未来をひらいて行け

そして人類の方向も……。

八月十五日

新生日本誕生の日でもある。

若者よ！

思想，思考の混乱の中でヒューマンのうたを
うたって

わが“道”をすすめ！

木曾日中貿易株式会社創立の歴史的前提には、第一に、すでにみた漆器産業の楯川村基幹産業への成長があり、それと並んで第二に、日中交流の推進により、楯川村村民による十五年戦争下の満州開拓の経験とその反省に立ち、戦後中国に強い関心を持続する見方の形成があった。それにはまた、滝沢の詩に見られる歴史観とも、かさなるものがあったのである。

楯川村は、1944年（昭和19）3月、中国東北部（満洲国）の黒竜江省吉興郷紅旗村（当時の浜江省木蘭県吉興郷）にあたる蘭花に開拓団を送出する歴史をもっていた（長野県開拓自興会満州開拓史刊行会編『長野県満州開拓史』第2巻 各団編、1984年）。その楯川村蘭花開拓団の在満国民学校教員の経験をもつ土川克広（楯川村役場住民課長）は、満州開拓経験者による戦後初の長野県訪中友好慰霊団の代表に加わり、1966年（昭和41）11月1日から30日まで中国を訪問した。土川は、帰村後、『広報ならかわ』（NO.145, NO.146, NO.147, 昭和42年1月2日, 6月9日, 8月10日）に「訪中慰霊の旅を終えて」を連載し、歴史への反省と文化大革命下の現代中国の紹介をおこなった。

土川の訪中目的は、「二十余年待ちに待った旧満州死没者現地慰霊と、在留日本人との再会」にあったが、「百五十余万人の日本人犠牲者に対して、中国は一千万人以上の犠牲を当時しいられたとの話も聞いて」おり、「風俗，習慣の異なる外国，しかも相当の虐待をして来た国にとって、どのようにして我々の願いが実現されるかと不安が胸を去来」する旅立ちであった。この旅立ちの心境には、犠牲をしいた中国，異文化の中国を訪問する緊張感があったとするとところに注目する必要がある。この土川の訪中に寄せた想いは、エアフランス，ボーイング707便が沖縄上空を通るころから、「ポケットに納めた数珠と，死没者名簿をにぎりしめながら，沖縄の激戦に散った多くの同胞の御霊に呼びかけた。一祖国日本の復興はあなた方の尊い犠牲のうえにたって築き上げられてきた，そしてその犠牲は決して無駄にはしません…，と。この呼びかけと想いは，南支，中支，北支，満州と，中国訪問中の一ヶ月，私達の胸を離れなかった。いたましい戦争の犠牲，多くの遺族の悲しみと，苦しみ，けれどもその苦しみをのり越えて遺児達もたくましく育ち，新生日本の建設に立ち向かっているのだ。」と表現されている。

ここには，訪中にあたって，満州開拓に赴き挫折した自己体験を下敷きにした日本人戦争犠牲者の慰霊を願い平和を希求するという，土川の中国への対し方の第一の特色がみられる。彼や日本人の，中国にたいする加害者としての意識は表面に現われていない。これは，現代中国の動きを見たとき，まず紅衛兵たち，「純真な若者達が文化革命の先頭に立ち，目をかがやかし胸を張って行進する姿は，新しい国造りの土台だと感ぜられた」とするなど躍進する現代中国への共感につながっている（前掲，NO.145）。彼がかつて生活した中国東北部では，ハルビンなどを視察して，「商業的消費都市から生産都市へ脱皮する『新』と『旧』のいりまじったこれ等の都市には，その昔

感ずることのできなかつた盛り上がるような活気」をみた。と同時に、ハルビンで「日本の忠霊塔は、落下傘の降下練習台に変わり果てていた。日本人のもつ旧満州への郷愁はここでは通用しないきびしさ」のあることを読みとることとなった（前掲，NO.146）。

土川が訪中で特に強く抱いた課題は、「中国東北地区在留日本人」に里帰りを実現させたいということであった。それは、「忘れようとして忘れられない望郷，戦後二十余年いままお中国東北地区（旧満州）に残留している人たちの，あきらめても，あきらめても，なお断ちがたい故郷，そして祖国へのおもいである。戦禍にまきこまれ，いままお生きながらにして，その苦しみをとり去ることのできない心の痛みに耐えながら必死になって生きている人達を忘れることはできない。」との述懐のもとに、「幸い長野県では昨年全国に先がけて慰霊再会の訪中が実施され（注：土川の参加した慰霊訪中団をさす），いま，また中国里帰り実現のために往復旅費の一部補助をと県も既に足をふみ出した。長野方式として，この成果に全国が注目しているが一日も早く国交未回復の厚い壁をやぶって県民の力で，国民の力で，なんとか望郷のおもい，再会（注：既に年老いた両親などとの再会）の願いを実現させてあげたい。」との提言で，この「訪中慰霊の旅を終えて」が結ばれていることにあらわれている（前掲，NO.147）。

土川はこの訪中で，楯川村漆器業者の願いを中国側に伝える役目ももっていた。旧満州地区の視察を実現させたいと，長野県訪中慰霊団が北京で外交機関などに交渉していた最中，土川はこの独自の役割につとめた（前掲，NO.146）。

ここ（注：北京）でわたくしは漆器組合，村長からの「うるし」に係るメッセージを届け友好の話を重ねる仕事があった。中日友好協会，紅十字会，対外貿易協会，総工会等ほとんどの代表者と直接会見の便を中国側

は親切に取運んでくれた。

わたくしたち団のみやげも全部木曾漆器で用意して行ったことも大きな効果であった。会見時間が決まると，乗用車に通訳と対外文化友好協会のわたくしたちの一ヶ月の旅を案内してくれる幹部が同行して，目的を果たす手助けをしてくれた。

現在の日本と中国の立場から貿易の取決めをした原則をやぶることはできないが，日本の大衆の必要とする品物については困難をおかしても友好的に取引しましょう，そしてもし品物に欠点のある場合は，どんなことでも注意してくれるようにと誠実そのものであった。

こうした土川の慰霊訪中団の報告のうえに，達った中国観を村民に知らしめたのが，滝沢重人村長の「日中友好の旅を終えて」（『広報ならかわ』NO.158，昭和47年2月8日）であった。滝沢は，1971年11月8日から12月5日まで，日中友好協会（正統）中央本部が派遣した活動家学習訪中団（一行25人）に参加した。彼の訪中の目的は，次のように述べられている。

近年中国に対する関心が内外でとみに高まり，中国の国連復帰，アメリカ大統領の訪中など毎日の新聞紙上にその記事をみない日はありません。

このような状況のなかで，本村基幹の産業のひとつである漆器製造に必要な原料うるしの大半を中国に需めている本村は従来中国と密接な関係にあり，一度特使として訪中して直接関係機関，要人にお礼を申しあげ，さらに安定した供給をお願いするため懇談をしたいという希望もっていました。

さらに中国とはこのように密接な関係にあり友好活動をすすめつつも中国の現状がどういうものであるのか，人民の生活やその考え方について知らないことがあまりにも多すぎ

ることは真の友好関係を深めるために支障をきたすこともありがちですから、よく知ってそのうえにたって友好を促進し、交流を深めていくことが肝要と認識していました。

これらの願いを学習を通じて達成するために訪中団の一員となったものであります。

滝沢は、この中国の旅で、多彩な現代中国を理解するための情報を体得した（同前）。

教育施設では北京の精華大学をはじめ、湖南第一師範学校、少年宮、小中学校、幹部学校など七ヶ所、医療機関では新華病院ほか二ヶ所で、有名な針麻酔手術も見学できました。工場は鉄鋼コンビナート、ミシン工場や農機具工場を、その他では人民公社を三ヶ所、また、民家を訪問したり労働者住宅も幾ヶ所か見せていただきました。さらに列記をいたしますと、各種の記念館や展覧館やデパート、毛主席の生家、農業講習所、人民大会堂、万里の長城、東湖、長江大橋、養魚池、多目的ダムなどおよそ国情を知り、住民と接する機会の多いありとあらゆる施設を訪ねることができました。

訪ねた要所要所では熱烈な歓迎を受け、あるときは中国の歴史を題材とした演劇や映画の鑑賞ができ、また、幾晩も住民と生の声を交換しあう討論会が開かれ、夜半に及ぶ熱心な意見交換を通じて、相互に理解を深めあえたことは何よりの収穫でした。

活動家訪中団で滝沢が得たものは、現代中国の実情の理解に中心があったが、べつに滝沢独自の漆にかかわる特使としての使命があった。次のようなものであった（同前）。

漆に関連して特使としての使命を持ってまいりましたので、特別一名の通訳をつけての別行動が認められ、北京天安門大街にある中国土産畜産進出口総公司へ行く機会が与えられました。

そこは日本流に申しますと、通産省、農林省ともいべきところで最高責任者の李永昌先生はじめ、関係者と接見し、持参したメッセージを手渡し、お礼を申しあげる一方、漆工技術の交流について意見を交換したのをはじめ、漆の量的安定供給はもちろんのこと、質的にもこちらの要望^(要)に添っていただくよう十分懇請し、今後の協力を約束していただきました。

さらに漆器工場の見学まで手配され、見学工場では道具を手にして職工さんと心ゆくまでの懇談もでき、ながい旅行のうちでも最も心なごみ、実りの多かったひとときをすごすことができました。ここでの滞在を通じて、木曾漆器をはじめとする全国の漆器業界が長年待ちこがれていた原料漆の安定需給の糸口がはっきりつけられたものと心強さを感じる一方、今後さらに一層日中友好運動を推進しなくてはならないことを痛感して、訪中目的の幾分かは果し得たものと確信し、満足感を味ったことであります。

土川克広・滝沢重人のほかに、楡川村役場商工観光課長の土川俊市が、1973年（昭和48）7月13日から三週間、北信越友好訪中団の一員として訪中し、「日本軍国主義の爪跡」を中国大陸のそこかしこで見、現代中国の実情を見聞した（『広報ならかわ』NO.164、昭和48年9月25日）。土川俊市は、楡川村役場で滝沢村長のもと、木曾日中貿易株式会社を含む日中交流と漆の中国からの輸入について、もっぱら窓口を担当する。

二 木曾日中貿易株式会社の設立

滝沢重人は、1974年（昭和49）1月に、中心となって木曾日中貿易株式会社を結成するにあたって、つぎのような趣意書を作成した。このなかでは、過去の中国にたいする日本の加害などの歴史への言及はなく、現代中国のあり方への滝沢らの

理解を中国側へ伝達することが基本となっている（以下は、土川俊市氏提供資料による）。

趣意書

偉大な指導者毛沢東主席のもと「中国は最も古い国であり、また最も新しい国である」という言葉が今日の中国すべてを象徴しているものではないかと思えます。

社会の生産闘争、階級闘争、科学実験の三つの実践のなかから人間的存在を認め正しい思想を身につけ、社会主義建設に、また国際主義理念に立っての世界の改造に邁進され、真のプロレタリア階級の認識に立ってられることに深く敬意を表します。

また、日頃、当村基幹産業発展のため原料漆の導入等に特別のご高配をいただいておりますこと関係者一同心から感謝申しあげております。

1972年9月29日、北京において日中両国の指導者は日中国交正常化について、復交三原則、平和五原則の基本理念に立って合意に達し、日中両国関係の歴史に新しい一章を切り開いたことは、多年にわたってこの日のために闘ってきた日中両国人民の共同の勝利であります。

ここに日中共同声明の精神を踏え、日本と中国との貿易を通じ世々代々子々孫々にいたる両国間の友好増進に寄与するために木曾日中貿易株式会社（仮称）を設立する。

昭和49年1月25日

（仮称）木曾日中貿易株式会社

（発起人7人略）

この設立趣意書に連名した発起人は、1974年（昭和49）2月1日に同会社創立事務所に全員があつまり、発起人会を開催した。滝沢重人はすでに述べたように、日中友好協会（正統）木曾地区本部長、木曾郡楯川村長として中心となった。荻村栄は木曾漆器工業協同組合理事長で荻村漆工

株式会社社長、宮原章は木曾漆器工業協同組合専務理事で（有）ヤママル漆器店社長、石本岩夫は楯川村村議会議員で石本漆器店代表者、本山朋治は楯川村村議会議員で本山漆器店代表取締役、伊藤幹雄は因漆器店代表者、柴田忠雄は楯川村村議会議員で柴田漆器店店主であった。滝沢が指導権を発揮し、発起人会で8項目からなる規約を定めることとし、全員が異議なくこれを承認した。規約の中味をみると、商号は木曾日中貿易株式会社とし、目的を次の6つとした。定款では、最初の項目は下記の5つを総括する表現となり、中国産品および日本産品は生漆類および漆器類に限定される。

- 1 日本と中国との貿易を通じ両国間の友好増進のために寄与する事業
- 1 中国産品の輸入に関する事業
- 1 日本産品の輸出に関する事業
- 1 中国事情と文化の研究と紹介
- 1 日本事情と文化の中国への紹介
- 1 日中友好に対する障害を排除し前号に附帯する一切の業務

また、会社が発行する株式の総数は、額面株式1万株、設立に際して発行する株式数を2,500株とし、発行する額面株式の額面金額は1株金1,000円、設立に際しての発行価額は1株を金1,000円とした。設立に際して発行する株式のうち、175株は発起人が引き受け、残り2,325株は縁故募集すること、発起人は7人とし、各発起人は1株以上を引き受け、設立費用は発起人が負担すること、発起人は、会社設立に関し、報酬および特別利益を受けなく、現物出資をしないこと、発起人総代を滝沢重人とし、発起人総代は発起人会の多数決による決議にもとづいて、定款、株式申込証、事業目論見書等の作成、株式の募集割当て、払込み請求、創立総会の招集、その他会社の設立に関する一切の事務を執行すること、さらに、払込みを取り扱う金融機関・取扱場所を、長野県木

曾郡檜川村大字平沢の長野相互銀行平沢支店とすることとした（「発起人会議事録」）。

1974年（昭和49）2月9日には、発起人の滝沢・荻村・宮原・石本・本山・伊藤・柴田が、25株ずつ、各2万5,000円を引き受け、木曾漆器工業協同組合（理事長荻村栄、1972年5月就任）が2,325株、232万5,000円を引き受けた。

このような木曾日中貿易株式会社の発起人の決定と発起人会の開催、株式引き受けをすすめる一方、定款の認証を、長野地方法務局で受けた。長野相互銀行平沢支店長丸山荘吉が、木曾日中貿易株式会社の2,500株、1株1,000円の合計250万円の株主払込み保管事務を同銀行が取り扱い、その払込み金250万円を保管中である旨を記入した長野地方法務局木曾支局宛の証明書を発行し、木曾日中貿易株式会社定款は、長野地方事務局に出むいた発起人7人の代理人土川俊市が認証を受けた。定款は、次のような30条からなった。

定 款

第1章 総則

（商号）

第1条 当社は、木曾日中貿易株式会社と称する。

（目的）

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

日本と中国との貿易を通じ両国間の友好増進のために寄与する下記各事業

- 1 生漆類の輸入に関する事業
- 1 漆器類の輸出に関する事業
- 1 中国事情と文化の紹介事業
- 1 日本事情と文化の中国への紹介事業
- 1 前各号に附帯する一切の業務

（本店の所在地）

第3条 当社は、本店を長野県木曾郡檜川村大字平沢1729番地に置く。

（公告の方法）

第4条 当社の公告は、松本市に於て発行する信濃毎日新聞に掲載してする。

第2章 株式

（発行する株式の総数）

第5条 当社の発行する株式の総数は、10,000株とし、その株式は、すべて額面株式とする。

（額面株式1株の金額）

第6条 当社の発行する額面株式の1株の金額は、金1,000円とする。

（株券）

第7条 当社の株券は、すべて記名式とし、1株券、10株券、100株券、500株券および1000株券の5種類とする。

（株式の譲渡制限）

第8条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

（名義書換）

第9条 当社の株式につき名義書換を請求するには、当社で定める請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

- ② 譲渡以外の事由による株式の取得である場合には、当社の請求により、その事由を証する書面および株券を提出しなければならない。

（質権の登録および信託財産の表示）

第10条 当社の株式につき質権の登録または信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録または表示のまっ消についても同様とする。

（株券の再発行）

第11条 株券の分割、併合、汚損等の事由に

より株券の再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

- ② 株券の喪失によりその再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに除権判決の正本または謄本を添えて提出しなければならない。

(手数料)

第12条 前三条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主名簿の閉鎖)

第13条 当会社は、営業年度末日の翌日から定時株主総会の終結の日まで株主名簿の記載の変更を停止する。

- ② 前項の場合のほか、株主または質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により株主名簿の記載の変更を停止し、または基準日を定めることができる。この場合には、その期間または基準日を2週間前に公告するものとする。

(株主の住所等の届出)

第14条 当会社の株主および登録された質権者またはその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所および印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき同様とする。

第3章 株主総会

(招集)

第15条 当会社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、

臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(議長)

第16条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、他の取締役がこれに代わる。

(決議)

第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

第4章 取締役、監査役 代表取締役および取締役会

(取締役および監査役の員数)

第18条 当会社の取締役は3名以上、監査役は1名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 当会社の取締役は、株主総会において発行済み株式の総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役および監査役の任期)

第20条 取締役の任期は、その就任後第2回目、監査役の任期は、その就任後第1回目の定時株主総会の終結に至るまでとする。

- ② 補欠または増員により選任された取締役または監査役の任期は、他の取締役または監査役の任期の残存期間と同一とする。

(取締役会の招集)

第21条 取締役会は、その定めるところによりこれを招集するものとし、その通知は、各取締役に対して会日の3日

前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 当会社に、社長1名を、必要に応じて専務取締役および常務取締役各若干名を置き、取締役会の決議により、取締役の中から選任する。

- ② 社長は、当会社を代表する。
- ③ 社長のほか、取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を定めることができる。

(業務執行)

第23条 社長は、当会社の業務を統轄し、専務取締役または常務取締役は、社長を補佐してその業務を分掌する。

- ② 社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が社長の職務を代行する。

(報酬および退職慰労金)

第24条 取締役および監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。

第5章 計算

(営業年度)

第25条 当会社の営業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの年1期とする。

(利益配当)

第26条 利益配当金は、毎決算期における株主名簿に記載された株主または質権者に配当する。

- ② 株主配当金は、当社がその支払の提供をしてから満3年を経過したときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

第6章 附則

(設立に際して発行する株式)

第27条 当会社の設立に際して発行する株式の総数は、額面株式2,500株とし、1株の発行価額は金1,000円とする。

(最初の営業年度)

第28条 当会社の第1期の営業年度は、当社成立の日から昭和49年9月30日までとする。

(最初の取締役の任期)

第29条 当会社の最初の取締役の任期は、就任後第1回目の定時株主総会の終結に至るまでとする。

(発起人)

第30条 発起人の氏名、住所および発起人が設立に際して引き受けた株式数は、次のとおりである。

(住所) 長野県木曾郡楡川村大字平沢1784番地

(氏名) 滝沢重人 額面株式 25株

(住所) 長野県木曾郡楡川村大字平沢1730番地の1

(氏名) 荻村 栄 額面株式 25株

(住所) 長野県木曾郡楡川村大字平沢1716番地

(氏名) 宮原 章 額面株式 25株

(住所) 長野県木曾郡楡川村大字平沢1738番地

(氏名) 石本岩夫 額面株式 25株

(住所) 長野県木曾郡楡川村大字平沢1764番地

(氏名) 本山朋治 額面株式 25株

(住所) 長野県木曾郡楡川村大字平

沢1778番地
 (氏名) 伊藤幹雄 額面株式 25
 株
 (住所) 長野県木曾郡檜川村大字奈
 良井720番地
 (氏名) 柴田忠雄 額面株式 25
 株

以上 木曾日中貿易株式会社を設立のため、この定款を作成し、発起人が次に記名押印する。

昭和49年2月1日 (発起人7人略)

この定款は、発起人滝沢重人ほか6人の代理人土川俊市が、1974年(昭和49)3月27日に松本市旭2丁目11番69号の長野地方法務局に出むき、公証人海老原角次郎の面前で、被代理人全員がこの定款における各自の記名押印をそれぞれ自認する旨を陳述したと報告して、海老原の認証を得、「昭和四拾九年登簿第九拾七号」として法的手続きを終えた。定款の認証年月日は1974年2月5日で、認証した公証人は、長野地方法務局所属公証人海老原角次郎であった。

木曾日中貿易株式会社の創立総会は、1974年2月15日午後1時30分から同会社創立事務所(木曾郡檜川村大字平沢1729番地の木曾漆器工業協同組合)でひらかれた。引受株式の総数2,500株、出席した株式引受人8人(発起人7人と木曾漆器工業協同組合)、この引受株式の総数2,500であることを確認し、発起人総代滝沢重人が、創立総会は適法に成立したので創立総会を開催する旨を述べ、議長席について、①創立に関する事項の報告、②定款の承認、③取締役が萩村栄・滝沢重人・宮原章、監査役に伊藤幹雄を選任しその就任の承諾を得たこと、④商法第184条所定の調査報告、⑤役員報酬を取締役・監査役ともに報酬総額を年額金100万円以内とするものの5件をすべて承認可決し、午後3時10分に散会した(「創立総会議事録」)。④の調査報告とは、会社設立に際して発行する株式総数は、1974年2月15日までに引き受け

があったことを認め、発起人が175株、募集が2,325株を引き受けたこと、各株の発行価額の全額が同年2月15日までに長野相互銀行平沢支店に払い込まれたことが払込金保管証明書で確認できること、発起人が受けるべき特別の利益、現物を出資する者、会社成立後に譲り受けることを約した財産、会社の負担に帰すべき設立費用、発起人が受けるべき報酬等についていずれも定めがないことについて、取締役と監査役が商法第184号の規定にもとづき調査して確認した、と報告したものである(「取締役および監査役の調査報告書」)。

同日午後3時15分からは、3人による取締役会がひらかれ、代表取締役(社長)に萩村栄を選び、本店の所在場所を木曾郡檜川村大字平沢1729番地とすることをきめた(「取締役会議事録」)。

このような経過をへて、1974年3月27日に募集設立の手続きを終了、課税標準金額が250万円、登録免許税が5万円であることを記した株式会社設立登記申請書が、定款、株式引受書、株式申込証、創立総会議事録、取締役・代表取締役および監査役の就任承諾書、取締役および監査役の調査報告書、株金払込金保管証明書、委任状などを添え、長野地方法務局木曾支局に1974年3月28日に提出されている。

なお、木曾日中貿易株式会社の創立経費は、合計6万1,630円で、内訳は登記料5万円、公証人役場手数料3,250円、銀行手数料6,250円、定款の印紙1,000円、その他の印紙300円、証明手数料(印鑑・謄本)830円であった。

おわりにかえて一木曾日中貿易株式会社創立期の活動と中国観

木曾日中貿易株式会社(以下、木曾日中と略称)の設立は、中国からの独自の生漆輸入ルートの確保に最大の目的があった。そのため、同会社設立の手続きと並行して、中華人民共和国北京市東安門大街82号の中国国際貿易促進委員会と中国

土産畜産進出口総会社とに、以下のような文面の友好商社指定願を、1974年3月4日に提出していた。

友好商社指定願

1974. 3. 4

中華人民共和国

中国国際貿易促進委員会殿

日本国長野県木曾郡檜川村大字平沢1729番地

木曾日中貿易株式会社

取締役会長 滝沢重人

取締役社長 荻村 栄

日本と中国間の貿易を通じ友好増進のためにご活躍のこと心から敬意を表します

つきましては別紙資料のとおり木曾日中貿易株式会社の創設をみましたので友好商社としての指定を受け1974年春季交易会から招待いただきたくお願い申し上げます

なお74年春季交易会での時間的人員確保が不可能な場合には交易会開催期間外での招待でも結構ですので実現方を切にお願い申し上げます

参考資料添付 (陳情書, 会社資料, 署名簿, 資料, 数量的なもの)

この指定願は、中国側に聞き入れられた。そこで、木曾日中では、滝沢と荻村が株式会社日中旅行社を通して訪中の手続きをおこない、4月27日に日本を出発し、5月5日まで10日間の日程で広州における1974年春季中国輸出商品交易会に参加し、独自に生漆5tの供給を得ることができた。

滝沢らの帰国後の礼状には、交易会の成果や今後の要望が書かれている。1974年5月29日づけで、滝沢・荻村兩名による次のような文面であった。

謹啓 若葉の芽吹きが陽に映えて、一際緑が目にしみる初夏の季節となりました。

この度、1974年第35回中国出口商品交易会に初めてご招待をいただき、当村漆器労働者、人民大衆並びに業界の切なる要望と願いに応

えて5tの中国生漆を契約いただいたことはこのうえもない喜びであり、深く感謝申し上げるものであります。

帰国して早速このことを5,000人の村民に伝え村をあげて中国人民の国際連帯のあらわれと当局者である叶先生、張先生、王先生、蒙先生また通訳の夏先生方が村の漆器産業の窮状をご理解いただき、ご配慮と暖かい交流のなかでの友情の賜として感謝の決議をいたしました。

また、5月4日の中国土産畜産進出口総会社副総理劉俊章先生の心をこめたご招宴をいただき、且つ関係諸先生のこれまた心暖まる友情に触れて、私たち滝沢、荻村二人は感激と感銘を深くして帰国し村民にこの手厚い接待と友情を伝えて今後一層日中友好増進と発展に努力することを固く誓い合いました。また、このことはアジアと世界の平和につながる高い理念にも通じるものであることを強調して、日本の軍国主義反対、日中共同声明の完全実施、日中平和友好条約の早期締結、中華人民共和国建国25周年慶祝等を運動の実践目標として奮闘努力する決意を新たにしました次第であります。

幸い、遅きに失しは致しましたが、日中航空協定が日本国国会において批准をみたことは喜ばしいことであります。

たまたま6月1日、2日、3日にわたって当村の漆器祭が行われますが中国生漆直接供給感謝祭を柱として行い、中国人民への連帯の感謝と日中友好を子孫孫にいたるまで、強固にするための決意と実践活動を行うことにしております。

この模様については後日、お知らせ申し上げます。

さて、我々二人は感謝をこめながら、中華人民共和国広州駅を5月5日朝出発して無事

帰国いたしました。が、仄聞するところによれば5月9日残留関係商社と当局におかれては、生漆の追加契約をなされたとのことですが、我々は早期帰国をいたしましたので、その機会を得ることができませんでしたので、この際誠に失礼ではありますが書面をもって是非木曾日中貿易株式会社にも生漆契約の追加（希望御量5tをくだらないこと）に特段のご配慮を賜りますよう事情ご賢察のうえ、心からお願い申し上げます。

この要望を含んだ礼状には追伸があり、中国出口商品交易会、中国土産畜産進出口総公司428号室の「叶先生、張先生、王先生その他の諸先生」に感謝の意を表している。

つぐ1974年秋季中華人民共和国出口商品交易会には、木曾日中の会長滝沢、同専務取締役宮原章、同事務局長土川俊市の3人が参加した。そのさいの「ごあいさつ」は、木曾日中が、日中友好協会（正統）木曾地区本部、木曾漆器工業協同組合、長野県木曾郡楢川村と一体になって設立したものであったこと、木曾日中による中国産生漆の直輸入は少量ではあったが木曾漆器業界で画期的な出来事であったことを強調し、次のように、楢川村日中友好運動の展開がすすんでいることを記録している（「ごあいさつ（1974、秋季中国出口商品交易会）木曾日中貿易株式会社」）。

1974年秋季中華人民共和国出口商品交易会
土産畜産交易団

十月も下旬となりますと、いささか冷気を覚えるこの頃でございます。長野県木曾郡楢川村も周囲の山ははや紅葉して錦を織りなした山容が彩りを添えています。

1972年11月12日中国青年卓球代表団が当村来訪時の「初冬の山谷依然苞松翠緑、楓叶争紅」的景色はもうすぐそこにきております。

われわれ木曾日中貿易株式会社の滝沢、荻村が、中国生漆買入商談のため第三五回中華

人民共和国出口商品交易会に直接招待受け参加させていただき交易団の諸先生との面識を得たのは、1974年4月29日、土産畜産第428号商談室での叶元辰、張夢生、蒙顯宗、王琛、夏戦友各先生、その他の先生方との面談でした。以来四回の商談をかさねた結果、5tの契約をいただき、現品全量が去る9月24日到着、村の漆器労働者、大衆、関係者一同感激と感謝をこめてよろこび、歓呼して生漆の着荷を迎えました。

これによって年間50tの生漆を必要とする木曾地区（松本、塩尻も含む）漆器業界はその10%にあたる量を直接供給を得て、生産に不可欠の漆需給について、いささかの安定をみいだし、労働者は生産にはげみ加わり、企業者は商業活動に意欲を持って当り、村の基幹産業である漆器産業は、一層繁栄をする基礎をつくることができました。

これはひとえに中国政府当局諸先生、中国人民のわが楢川村の漆器産業に必要な中国生漆が不足している窮状を深くご理解の上特別のご配慮を賜り、救援していただいたことに外なりません。私はじめ村民あげて感謝しているところであります。

春交の折には貴国ではプロレタリア文化大革命の延長路線に生まれた主要な斗争の一つである批林、批孔運動が広く、深く大衆の中で討論、学習されている様子がうかがわれましたが、その後よりいっそう深化、発展を遂げ、毛主席に指導される中国共産党の社会主義路線の確かさと、ゆるぎない優位性を示し、継続革命を持続するマルクス主義、毛沢東革命路線の正しさを検証して、中国の社会主義を修正主義からまもり、反革命路線を打ち破り、階級斗争を進めて、前進をつづける批林、批孔の路線斗争が「幅広く、深く、持久的に進めてゆく」ことを強調しながら「大衆的な調

査活動がほぼ一段落した部門は、おもな注意力を学習と批判に注がなければならない」という新段階の側面も持ちつつ限りなく勝利の前進をつづけていることに拍手をおくります。

今年春以来の日中両国の各種交流はめざましいものがあり、中国展覧会を軸にして、上海曲技団、少年武術団、明清工芸美術展、中央楽団の来日公演が行われ、日本の中国理解は各階、各層多方面にわたって深まっております。二千年の往来のある“一衣帯水の隣国、中国とは子子孫孫、世世代代に至るまで友好的にいつまでもつき合っていこう”を合言葉に日本の津津浦浦には一部の反動分子を除いて日中友好勢力は広まっております。

我が樫川村においても日中友好のページは1974年4、5月私達の訪中以来つけ加えられて、かなり厚い冊子の記録になっております。例示いたしますと、

滝沢、荻村の各報告会、生漆供給感謝日中友好祭（中国展）、

6月3日中国展覧会大阪会場開幕式招待出席、

7月13日滝沢ならびに村議会全員20名会場参観、中国大使館商務処劉際林先生、他国貿促の先生方との交流会、

7月17日青年労働者訪中団参加（大槻君）、

7月24日名古屋港玉泉号表敬訪問昼食接待歓迎を受ける、

9月9日中国展覧会東京会場開幕式招待出席、

9月20日滝沢生漆到着感謝行事、

9月24日中華人民共和国建国二十五周年記念、日中国交正常化二周年記念、日中平和友好条約の締結促進、日中共同声明の完全実施等々の大会、

9月29日、10月2日中国展東京会場50名バスで参観、接待室でおいそがしい中を時

間をさいて出席された梁豊珠副団長先生、大使館石志毅先生との一時間にわたる友好交流会を持つことが出来、「独立自主」「自力更生」を堅持して農業を基礎として、工業を導びき手とする国民経済の総路線に沿って発展している、社会主義中国の偉大な姿にふれて参加者全員感銘を深くして、“一日中国旅行”の成果ある参観を行い、日中友好の増進を誓い、中国展、大阪・東京両会場の成果をよろこび合いました。

また、10月5日から8日にかけて駐日大使館肖向前先生一行五名の来県には、県内農業と精密工業の参観をご案内して（滝沢）、各地で主として、労働者・農民との交流を行い、日中民間交流をいっそう深めました。また近日中には商務処、石志毅、劉際林（お聞きすれば只今病氣治療のため帰国中ですので快復帰任をまって）両先生の来村をいただき、中国生漆を使つての漆器生産の状況参観の上、理解と交流を深める日の早いことを待っております。

これ等の「日中友好の歩み」を編んだ冊子を春季交易会にさし上げたものに、更に新しいページを加えてお贈りいたします。今後わが村の「友好の記録」のページをよりふやし、日中の子子孫孫、世世代代にわたる友誼を強固にし、不動にすることに奮闘する覚悟であります。

この上は、日中共同声明の具体的総括である、日中平和友好条約の早期締結をかちとるべく、わが村の五千人民大衆は大運動を展開する決意をいたすものであります。

この秋季交易会には、春交につづいて、ご招待をいただき感謝しながら、只今滝沢、宮原、土川三人が商談にまいりました。特に滝沢にとっては、春交において第一回の契約当

事者として面談下さった、叶，張，王，その他の先生方にお会いできることは感無量なものがあります。「再見」を約して帰国して以来、是非秋交にもと念じていた願いが実現でき、この会場で感激の再会の機会を得たことは、この上もないよろこびであり、感動であります。

会期も半ばを過ぎて先生方お疲れでしょうが、是非“生漆”の契約を春季数量に上積みして引きつづき実現させていただくよう特段のご配慮をお願いして、われわれ木曾日中貿易株式会社滝沢、宮原、土川三名の1974年秋季出口商品交易会参加のごあいさつといたします。

なお、参加記念の印に楯川村の村章をお贈りしますので、お受け取り下さい。

1974年11月3日

木曾日中貿易株式会社社長

(日中友好協会(正統)中央本部理事)

(日中友好協会(正統)木曾地区本部会長)

(長野県木曾郡楯川村長)	滝沢重人
同	専務理事 宮原 章
同	事務局長 土川俊市

ここには、木曾日中貿易株式会社の初期活動期における楯川村日中友好運動が、生漆の確保に焦点を合わせて集中的に展開されていたようすをうかがうことができる。「ごあいさつ」にみられる中国観は、現代中国における文化大革命以降の動きを基本的に評価する立場をしめした。生漆を、より多く確かに入手したいとする要請からくる戦術面が含まれ、滝沢重人個人の中国観も反映されているように、楯川村の「日中友好の村」としての特色をさらに鮮明に打ち出そうとする姿勢から、現代中国の理解者であることを強調し、文化大革命以後の毛沢東路線にたいする肯定的捉え方への傾斜が顕著である。(2001年9月30日稿了)